

伊丹市水道事業啓発漫画制作業務委託仕様書

1. 業務委託名

伊丹市水道事業啓発漫画制作業務委託

2. 業務場所

伊丹市上下水道局指定場所

3. 業務委託期間

契約開始日から令和8年10月30日までとする

4. 業務の目的

本委託業務は、水道事業に関する市民等への啓発（PR）用漫画の制作を目的とする
主たる読者は小学生（高学年）を対象とする

5. 業務の内容

（1）下記内容を含めた漫画シナリオ案の作成

P1 表紙

P2 ①水道の起源、伊丹の水道の歴史（1936年の給水開始から現在までの歴史）

P3～P5 ②家に水道水が届くまで

- ・伊丹市の水道水源の説明（3河川、2貯水池等）
- ・浄水場から配水管を通り各家庭へ水が送られる流れの説明

P6～P9 ③水道水の安全性・給水スポットの紹介

- ・高度浄水処理、安全でおいしい水道水の説明（夏休み親子イベント紹介）
- ・給水スポットの紹介（水分補給・マイボトル推奨、プラスチックごみの削減）
- ・水道水とペットボトル水の購入価格の比較

P10～12 ④水道事業の災害対策

- ・水道管路の耐震化（水道工事）の説明
- ・学校受水槽応急給水栓（給水車派遣、防災訓練・出前講座）の説明

※シナリオ案は委託者・受託者協議のうえ上記内容から一部変更の可能性有り

漫画制作における「伊丹市上下水道局マスコットキャラクター：ウォーターくん」の
使用は受託者にて別途申請のうえ可能

（2）前項のシナリオに係るイラスト制作

(3) 漫画寸法・項数等

- ・寸法 A4判 (縦29.7cm×横21.0cm)
- ・項数 表紙1項 本文11項 計12項
- ・印刷 平版4色
- ・用紙 菊判コート紙 93.5kg
- ・製本 中綴じ

(4) 成果品は冊子100部で納品すること

(上下水道局ホームページへの投稿用データ (PDF、JPEG形式等) 納品も含む)

6. 業務上の機材等手配

漫画制作に必要な機材等は受託者にて手配すること

7. 留意事項

- (1) 制作する漫画の著作権及び著作権は委託者に帰属することとし、受託者は著作者人格権を行使しないこと
- (2) 漫画制作において、印刷物などから映像、写真、イラスト等を利用する場合には、著作権や著作権の侵害などの問題が生じることのないよう受託者において必要な手続きをとること
- (3) 委託者が、制作した漫画の画像等を伊丹市上下水道局ホームページやパンフレット等の印刷物及び広告等に使用する場合、追加負担なく使用できるものとする
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者協議のうえ、受託者は委託者の指示に従うこと